

平成 27 年 3 月 26 日  
消 防 庁

## 「火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討報告書」の公表

消防庁では、平成 26 年 5 月より「火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討会」を開催し、火災危険性を有するおそれのある物質や火災予防又は消防活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質について調査検討を行ってきましたが、この度、本検討会の報告書が取りまとめられましたので公表します。なお、報告書概要に示したとおり消防活動阻害物質として、新たに 1 物質を指定することが適当とされたところであり、今後、速やかに関係省令の改正を行う予定です。

## 【報告書概要】

事故の情報、文献等から火災危険性を有するおそれのある物質を抽出し、当該物質に対して危険物確認試験を行い、消防法上の危険物として追加することについて検討しました。

また、平成 26 年度に毒物・劇物に新たに指定された物質に対して、火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質（消防活動阻害物質）として指定することについて検討しました。

調査、検討の結果、今年度は次の結論が得られました。

- 1 消防法上の危険物に新たに追加すべき物質はありませんでした。
- 2 消防活動阻害物質について、以下の 1 物質を指定することが適当とされました。

ピロカテコール及びこれを含有する製剤(医薬品・農薬の原料)

## 【別添資料】

「火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討報告書」の概要

※**報告書**全文については、消防庁ホームページ (<http://www.fdma.go.jp/>) に掲載します。



## &lt;連絡先&gt;

消防庁 危険物保安室

担当：鳥枝、清水、熊澤

TEL：03-5253-7524

FAX：03-5253-7534

# 火災危険性を有するおそれのある物質等に関する 調査検討報告書の概要

## 1 目的

「火災危険性を有するおそれのある物質」及び「消防活動阻害物質」を早期に把握し、それらの危険性を検証することにより、消防法の危険物又は消防活動阻害物質としての追加を行うことが妥当であるかどうかについて検討を行う。

### ○ 火災危険性を有するおそれのある物質

以下のいずれかに該当する物質

- ① 現在消防法上の危険物に該当しない物質で、火災危険性を有すると考えられる物質
- ② 既に危険物に該当するものの、他の類に属する性状を示すおそれのある物質

### ○ 消防活動阻害物質

火災予防又は消火活動上支障を生ずる物質で、消防法第9条の3に規定する物質をいう。

(例：圧縮アセチレンガス、液化石油ガス等の火災危険の大きいガス、シアン化ナトリウム、フッ化水素、アンモニア等の毒物・劇物等)

## 2 検討会委員名簿(五十音順)

委 員	役 職
朝 倉 浩 一	慶應義塾大学 理工学部 教授
新 井 充	東京大学 環境安全研究センター 教授
岩 田 雄 策	消防研究センター 危険性物質研究室長
芝 田 育 也	大阪大学 環境安全研究管理センター 教授
田 村 昌 三	東京大学 名誉教授 (座長)
鶴 田 俊	秋田県立大学 システム科学技術学部 教授
三 宅 淳 巳	横浜国立大学大学院 環境情報研究院 教授
八 木 伊 知 郎	一般社団法人日本化学工業協会 環境安全部 部長

## 3 検討会開催状況

【第1回検討会】 平成26年5月9日開催

- ・ 火災危険性を有するおそれのある物質及び消防活動阻害物質の調査方法の決定

【第2回検討会】 平成26年8月12日開催

- ・ 火災危険性を有するおそれのある物質及び消防活動阻害物質に係る候補物質の決定等

【第3回検討会】 平成27年3月10日開催

- ・ 検討報告書(案)の決定

## 4 検討報告書の結論の概要

### 火災危険性を有するおそれのある物質

#### ○調査物質

国内外の事故事例のデータベース、化学物質や危険物輸送に関する文献等から火災危険性を有するおそれのある物質12物質を抽出し、用途・流通量による優先順位をつけた3物質について、詳細な調査・分析を行った。

#### ○危険物へ追加する条件

次の2条件を満たしている場合は、危険物として規制を行う必要がある。

条件① 危険物確認試験において、危険物としての性状を有すること。

条件② 年間生産量等が一定量以上であること。

#### ○調査検討結果

今回の調査においては、消防法上の危険物へ追加すべき物質はなかった。なお、今回の検討対象物質のうち、2-クロロアセトアルドオキシム（医薬・農薬の中間体）について、第5類（自己反応性物質）の危険物の判定試験に該当する結果が示されたが、国内における生産量及び輸入量は1 t未満であることを踏まえ、現時点で規制の対象とするとは適当ではないとの結論に至った。

### 消防活動阻害物質

#### ○調査物質

毒物及び劇物指定令の一部改正（平成26年6月25日及び平成26年7月1日に施行）により、毒物及び劇物に新たに指定された3物質及び除外された2物質について調査を行った。

#### ○消防活動阻害物質への追加の考え方

消防法の危険物に非該当で、下記①～④のいずれかに該当する物質から、流通量を考慮して決定する。

- ① 常温で人体に有害な気体であるもの又は有害な蒸気を発生するもの
- ② 加熱されることにより人体に有害な蒸気を発生するもの
- ③ 水又は酸と反応して人体に有害な気体を発生するもの
- ④ 注水又は熱気流により人体に有害な粉体が煙状に拡散するもの

#### ○調査検討結果

毒物及び劇物に、新たに指定された3物質のうち、以下の1物質について消防活動阻害物質に指定することが適当であることとされた。

ピロカテコール及びこれを含む製剤（医薬品・農薬の原料）